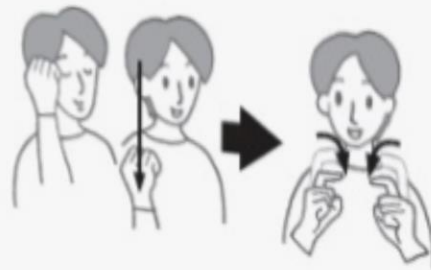


手話comm さぽ〜とブック

おはよう



こんにちは



こんばんは



【目 次】

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 「聴覚障がい」とは・・・・・・・・	2
(1) 聞こえない人は、外見ではわかりません	
(2) 音は、ぜんぜん聞こえないのですか？	
(3) 聞こえない人にとって、毎日の生活の中で不便な ことはどんなことでしょう	
2 聞こえない人との接し方・・・・・・・・	4
(1) 呼ぶときは	
(2) 話すときは	
(3) その他	
3 コミュニケーションの方法・・・・・・・・	5
(1) 手話	
(2) 筆談	
(3) 口話	
(4) 指文字	
(5) 要約筆記	
4 覚えておきたい手話・・・・・・・・	7
(1) 覚えておきたいポイント	
(2) あいさつなど	
(3) 自己紹介	
(4) よく使う言葉など	
(5) 救急時	

<資 料>

1 釧路市手話言語条例・・・・・・・・	15
2 手話の普及に向けた施策・・・・・・・・	22
3 指文字一覧表・・・・・・・・	25
4 数の手話・・・・・・・・	26
5 サークルの紹介・・・・・・・・	26

はじめに

釧路市では、ろう者と手話に対する理解を深め、手話を広く普及するために、「釧路市手話言語条例」を制定しました。

ろう者の方は、私たちが言葉で話すように、「手話」で、考えや気持ちを伝えています。

この「さぽ〜とブック」は、身近で使える手話を学び、ろう者の方と手話で、簡単な会話を行うことを目的としています。

実際に、手話に触れ合うことにより、ろう者の方や手話に対する理解を深めることにつながります。

ぜひ、この「さぽ〜とブック」で、手話を覚えて、ろう者の方と出会ういろいろな場面で活用してください。

1 「聴覚障がい」とは

(1) 聞こえない人は、外見ではわかりません

人の声や物音が聞こえない、又は、聞こえにくいという障がいを「聴覚障がい」といいます。

外見からは、障がいがあることが分かりにくく、理解されていない場合が多いため、誤解を受けたり、不利益な事や危険なことにあうなど、社会生活上の不安が尽きません。

(2) 音は、ぜんぜん聞こえないのですか？

聴覚障がいは、生まれつきの障がい（先天性）か、病気や事故などによる障がい（中途障がい）かでも、その障がいの内容には個人差があります。

聞こえ方も、一人ひとり違います。補聴器をつけると聞こえる人、補聴器をつけても音しか聞こえない人、補聴器をつけても全く効果がない人などいろいろな人がいます。発音もはっきりできる人、はっきりせず聞き取りにくい人、ほとんど聞き取れない人などさまざまです。



○ろう者

耳が聞こえない方で、手話で会話をしている人。

○中途失聴者

途中で聴力を失った方。聞こえなくなっても引き続き音声で話をしたり、筆談や要約筆記でコミュニケーションをとる人、手話を習得する人などさまざまです。

○難聴者

耳が聞こえにくい方。多くの場合、補聴器を使い、音声で会話をします。

(3) 聞こえない人にとって、毎日の生活の中で不便なことはどんなことでしょうか

① 緊急時

例えば、何かの事故で、バスやＪＲが来ない場合、状況がすぐにわかりません。駅の構内などでは、すぐに案内放送がありますが、聞こえない人は気づきません。周りの人に手話や筆談で「何かあったんですか？」と聞きたくてもなかなか言い出せないのです。

このような場合には、文字による案内表示があれば伝わります。



② 電化製品利用時

電子レンジ・冷蔵庫などの製品は、聞こえる事を前提につくられた物ばかりです。レンジの出来上がりのお知らせの「チン」、冷蔵庫の閉め忘れたときのブザー、聞こえる人はいろいろな音で確認ができますが、聞こえない人は目で確認をします。

音で確認ができないため、例えば掃除機のコードが抜けているのに気づかずに掃除をしていたり、換気扇や水道の止め忘れに気づかないことがあります。

③ 買い物

スーパーなどのレジでは「ポイントカードはありますか?」「ビニール袋は要りますか?」などを聞かれ、聞こえないことをしぐさで伝えても、より大きな声で聞いてくる店員の方もいます。

また、エレベーターに乗っているときも、乗り合わせた人から「〇〇階お願いします」と言われても気がつかず、「無視してる」と誤解され、怒られたという例もあります。

④ 日頃利用している便利用品

朝起きる時は、「振動」で時間を知らせる目覚まし時計や、玄関のチャイムの代わりに光で来客を知らせるパトライト（回転灯）・フラッシュライト（点滅灯）などがつけられています。

このように、見た目には障がいがあることが理解されず、誤解を受けるなど様々な生活のしづらさや不安を抱えて日常生活を送っているのです。



2 聞こえない人との接し方

(1) 呼ぶときは

呼ぶときは、びっくりさせない程度に軽く肩をたたいて下さい。補聴器を使っている、呼ばれていることがすぐには気づかないことがあります。また、災害発生時など緊急の際は、文字や絵などの視覚的な情報で積極的に知らせて下さい。

(2) 話すときは

相手の手話や顔の表情、口の動きなどが見やすいよう、面と向き合うなど、分かりやすい位置で話して下さい。

(3) その他

- ◆ ろう者同士の手話を興味本位でじろじろ見たり、真似をしないで下さい。
- ◆ 聞こえる人の集まりでろう者がいる時は、ろう者も会話に入れるように積極的に手話や筆談などで話の内容を伝えて下さい。
- ◆ ろう者が、歩道のない道を歩く時は、後方からの危険を察知しにくいいため、車道側を歩くなどの配慮をお願いします。

3 コミュニケーションの方法

(1) 手話

ジェスチャー、表現の大小、顔の表情などがあり、ろう者のコミュニケーションの中では最も伝わりやすい方法です。

ジェスチャーは、その人の物の見方や発想が様々であり、一人ひとり色々な表現の仕方があります。たくさんの表現のうち、自然な会話の中で生まれたのが、手話と言えます。

(2) 筆談

紙に書く、手に書く、空間に書くなどがあり、大事なことを正確に伝えられる方法です。

- ◆ ひらがなだけの文章ではなく、漢字を使った方が内容が分かりやすい時もあります。

(例) くしろよろしく → 釧路よろしく

(例) いつもいえにかえるのはなんじですか? → いつも家に帰るのは何時ですか?



(3) 口話

口の動きを見て、何を言っているのか理解する方法ですが、テレビの音を消して画面を見るのと同じように、正確な読み取りが難しいです。

- ◆ 口の動きが同じで、音が違う言葉は、判別が難しいです。

(例) たまご・たばこ・なまこ (例) おじさん・お兄さん・おじいさん

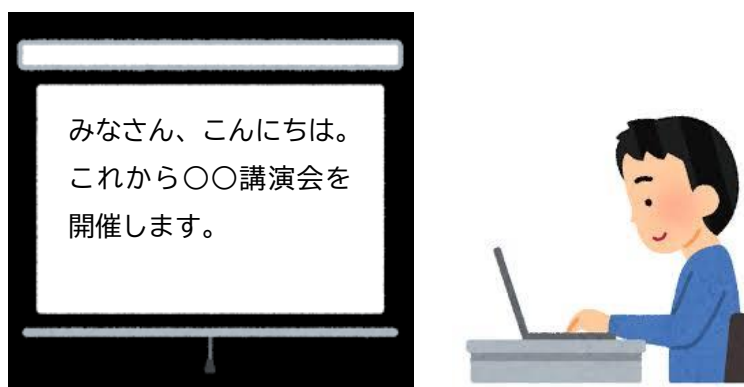
(例) アイロン・ライオン (例) 1時・2時・7時

(4) 指文字

50音を手指で表す音の記号です。カタカナ文字や人名、手話表現のない時に使われますが、文章をすべて指文字を使った日本語で表すと伝わりません。

(5) 要約筆記

聞こえない人に、声を文字にかえて伝えることです。人数が少ない時は、紙（ノート）に書きますが、たくさん人の集まる所では、パソコンなどの機器を使って大きなスクリーンに文字を映しだして伝えます。



4 覚えておきたい手話

(1) 覚えておきたいポイント

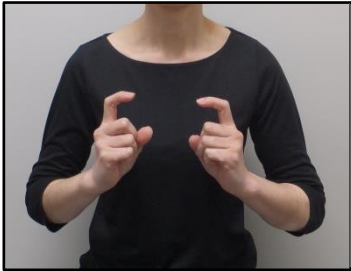
- ◆ 手話は、手指だけでなく、体や顔の表情も交えて表現します。
- ◆ 手話は、日本語とは語順が異なることがあります。また、単語と単語をつなげる「は」「が」「を」などの助詞の言葉がありません。
- ◆ 50音を指の形で表す指文字は、手話が分からないとき、手話を補足するとき、固有名詞を表現するときなどに使います。

(2) あいさつなど

おはよう

① 

こぶしを顔の横で下す

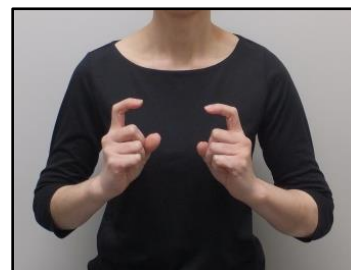
② 

両手の人さし指を向かい合わせて曲げる

こんにちは

① 

人さし指と中指をそろえて額に当てる

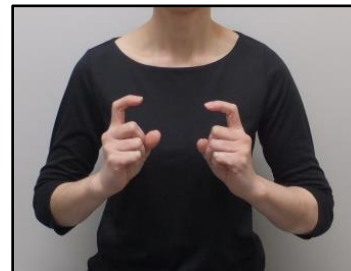
② 

両手の人さし指を向かい合わせて曲げる

こんばんは

① 

手のひらを前に向けた両手を交差させる

② 

両手の人さし指を向かい合わせて曲げる

ありがとう



左手の甲に右手の
小指側を当て、
上げる

お疲れ様です



左腕を右手のこぶ
しでたたく

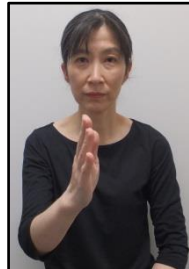
すみません

①



親指と人さし指
の指先を合わせ
て額に当てる

②



額に当てた指をそ
ろえて前に倒しな
がらおじぎをする

よろしくお願いします

①



鼻先からこぶし
を開きながら前
に出す

②



手のひらを前に出
し、頭を少し前へ
傾ける

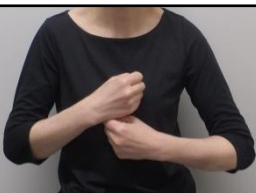
気をつけてお帰りください

①



開いた手
のひらを
上下に置
く

②



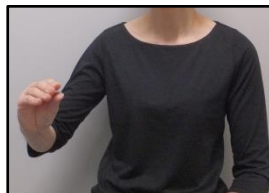
両手を握りな
がら胸に引き
寄せる

③



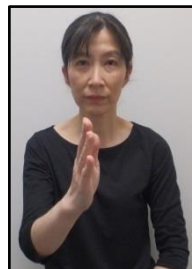
4 指をつけ、親指を
離す

④



指を閉じながら右斜
め前を出す

⑤



手のひらを
前に出し、頭
を少し前に
傾ける

(3) 自己紹介

わたしの  右手人さし 指で鼻をさ す	名前は  立てて前に向 けた左手のひ らに右手親指 を当てる
---	---

自分の名前を表現する方法として、手話や空書、指文字があります。
25ページに「指文字一覧表」を掲載していますので、自分の名前を表現して
みましょう。

と申します ①  立てた右手人さし 指を口元に置く	②  右手人さし指を前 に出す
--	---

(4) よく使う言葉など

どうしましたか？

①



右手人さし指を立て、胸前で左右に振る

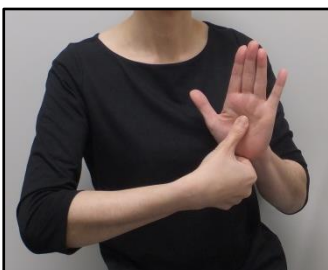
②



右手のひらを上に向け、振り下ろすように前へ下ろす

お名前を教えてください

①



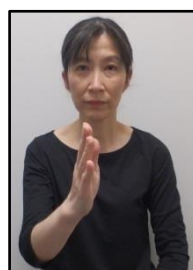
立てて前に向けた左手のひらに右手親指を当てる

②



右手人さし指の指先を額に向けて 2 回上方から指す

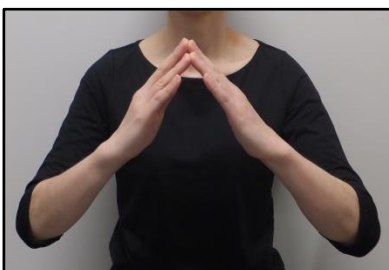
③



手のひらを前に出し、頭を少し前に傾ける

住所はどこですか？

①



両手の指先をつけ、斜めに構える

②



残した左手の横に 5 指を折り曲げた右手を軽く下す

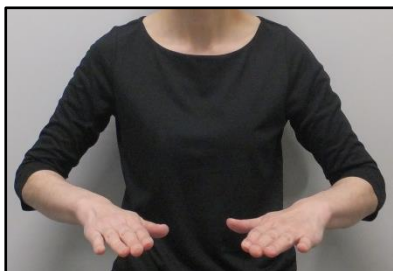
③



右手人さし指を立て、胸前で左右に振る

今、何才ですか？

①



左右に置いた両手で軽く押さえるように同時に下す

②



右手を顎につけ親指から順に折る

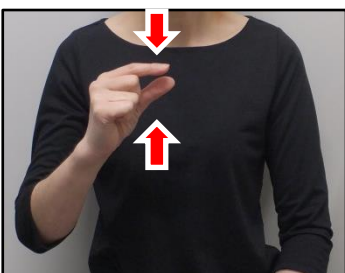
③



5指を折って握る

少しお待ちください

①



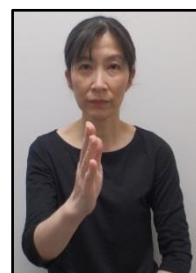
広げた右手の指先を狭める

②



右手4指の背を顎の下に当てる

③



手のひらを前に出し、頭を少し前に傾ける

もう一度お願いします

①



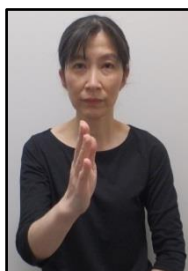
右手拳を顎の下に置く

②



右手を前に出すと同時に人さし指を伸ばす

③



手のひらを前に出し、頭を少し前に傾ける

ここに書いてください

①



右手人さし指を下に向けて下げる

②



左手のひらにつまんだ右手 2 指で文字を書くしぐさをする

③



手のひらを前に出し、頭を少し前に傾ける

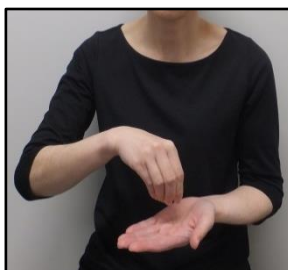
印鑑（押印）をお願いします

①



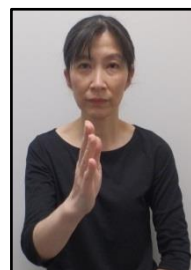
つまんだ右手 5 指を口元に置く

②



左手のひらに「印を押す」ように当てる

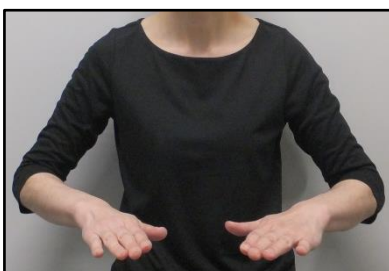
③



手のひらを前に出し、頭を少し前に傾ける

今、通訳者を呼びます

①



左右に置いた両手で軽く押さえるように同時に下す

②



右手親指を立て、口元で左右に動かす

③



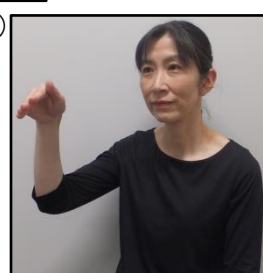
両手 2 指を向き合わせる

④



半回転しながら左右に引き離す

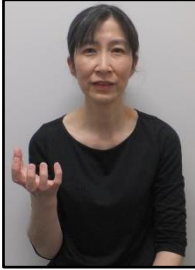
⑤



右腕を伸ばし、右手の指を前へ 2 回下す

(5) 救急時

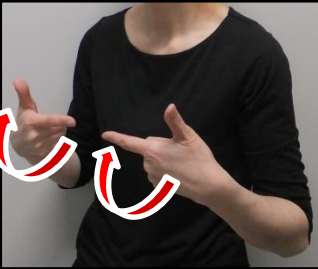
どこが痛いですか？

①  右手のひらで体を円く撫でる	②  5指を折り曲げ、指を上に向けた右手を震わせる	③  右手人さし指を立て、胸前で左右に振る
---	--	--

いつからですか？

①  両手を上下に置き、同時に親指から順に折る	②  両手の5指を折って握る	③  右手のひらを上に向け、振り下ろすように前へ下ろす
---	---	---

いつも行く病院はどこですか？

①  直角に伸ばした両手2指を向き合わせ、後回りに2回回す	②  左手首を右手の親指と4指の指先ではさむ
③  両手で四角い建物の形を描く	④  右手人さし指を立て、胸前で左右に振る

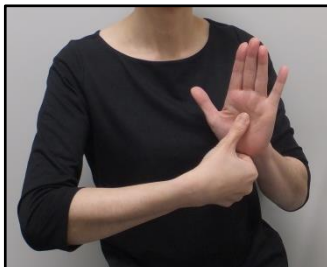
病名は何ですか？

①



右手拳の親指側を
額に軽く1回当てる

②



立てて前に向けた左手の
ひらに右手親指を当てる

③



右手人さし指
を立て、胸前
で左右に振る



<資 料>

1 釧路市手話言語条例

(1) 手話について伝えたい大切なこと

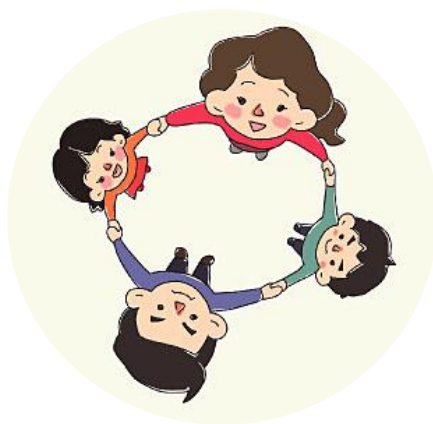
① 手話は言語

手話は、日本語のような音声を使う言語ではなく、手や指の動き、表情などを使って伝える目で見える言語です。



② ところをつなぐ手話

ろう者は、会話をする時やお互いの気持ちを理解し合うための言葉として、手話を大切に育んできました。



③ 手話への理解

日常的に手話で話そう者は、手話は言語であることが理解され、社会全体に手話を広めたいと願っていました。



④ 釧路市手話言語条例

この願いをうけ、釧路市では、ろう者と手話に対する理解を深め、手話を広く普及するために、「釧路市手話言語条例」を制定し、平成29年4月1日より施行し、手話の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

(2) 条例の目的

手話の普及に関して、「基本理念」を定め、「市の責務」と「市民及び事業者の役割」を規定し、ろう者であるかないかによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に住み慣れた地域で心豊かに暮らすことができるまちづくりの実現を目指します。

(3) 条例の基本理念

「手話が言語であること」と「ろう者が意思疎通のために手話を使用することを保証される権利を有すること」を前提として、「全ての市民が、相互に人格と個性を尊重し合うこと」を基本に、手話の普及は行わなければならないことを定めています。

- ◆ 市の責務…手話の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ◆ 市民・事業者の役割…市民は、手話に対する関心と理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとします。また、事業者は、市が推進する施策に協力し、サービスを提供するときや、ろう者が働く職場環境において、手話の使用について配慮するよう努めるものとします。

(4) 条例施行までの経過

平成 27 年 6 月 5 日	・ 一般社団法人釧路聴力障害者協会 ・ 釧路手話の会 ・ 釧路手話通訳問題研究会 の3団体から「手話言語条例にかかる要望書」が市長へ提出。
平成 27 年 7 月 28 日	要望団体と意見交換会を開催。
	「手話を使って豊かに暮らせる街の実現を目指す協議会」及び「作業部会」を以下のとおり開催。 開催日 平成 27 年 11 月 6 日～平成 29 年 3 月 21 日 開催回数 協議会 8 回・作業部会 7 回 主な内容 手話の現状と課題 手話言語条例の内容 手話普及啓発事業の取り組み
平成 29 年 3 月 17 日	「釧路市手話言語条例」制定。
平成 29 年 4 月 1 日	「釧路市手話言語条例」施行。



【平成 29 年 3 月 17 日に議場にて記念撮影】

釧路市長、釧路市議会議員、一般社団法人釧路聴力障害者協会、釧路手話の会、釧路手話通訳問題研究会、等の関係団体の皆様と「釧路市手話言語条例」の制定を祝いました。

〔釧路市手話言語条例〕

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で必要不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、ろう者のコミュニケーションや、思考、論理、感性、情緒等の基盤となるものとして、ろう者の間で大切に育まれてきた。

しかしながら、我が国においては、長年にわたり、手話は言語として認知されず、手話を使う権利を保障する必要性が認識されない状態が続き、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活してきた中で、ようやく平成23年の障害者基本法の一部改正において、言語に手話が含まれることが規定され、さらに、言語に手話その他の非音声言語が含まれることが明記されている障害者の権利に関する条約が、平成26年に批准された。

このような状況の下、ろう者が安心して暮らすことができるよう、手話により表現及び意見の自由についての権利を行使することができることを確保するためには、市民一人一人の手話に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境を整備していくことが必要となっている。

ここに、ろう者が意思疎通等の手段として言語たる手話を使用することができる機会を確保するための手話の普及についての施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、手話の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、ろう者（手話を言語として日常使用する聴覚障がい者という。以下同じ。）が意思疎通及び情報の取得のための手段として手話を使用することができる機会が可能な限り確保されなければならないものであることに鑑み、手話の普及に関し、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民が、ろう者であるかないかによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に住み慣れた地域で心豊かに暮らすことができるまちづくりの実現を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話の普及は、手話が言語であること並びにろう者が意思疎通及び情報の取得のための手段として手話を使用することを保障される権利を有することを前提とし、全ての市民が、相互に人格と個性を尊重し合うことを基本として行われなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

（市民及び事業者の役割）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、手話に対する関心と理解を深めるとともに、市が推進する手話の普及に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、市が推進する手話の普及に関する施策に協力するよう努めるとともに、提供するサービスをろう者が円滑に利用することができるよう、及びろう者が働きやすい職場環境となるよう、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

（基本方針）

第5条 市は、手話の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、手話の普及に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 手話に対する市民及び事業者の理解の促進に関すること。
 - (2) 手話通訳者の派遣又は設置及び養成その他のろう者とうろう者以外の者が手話により意思疎通を図ることができる環境の整備に関すること。
 - (3) ろう者が手話により情報の取得を行うことができる環境の整備に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、手話の普及に関する基本的な事項に関すること。
- 3 市は、基本方針及びこれに基づく施策にろう者、手話通訳者その他の関係者の意見を適切に反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第6条 市は、手話の普及に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

[条例に規定する基本方針]

釧路市は、全ての市民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に住み慣れた地域で心豊かに暮らすことができるまちづくりの実現を目指して、手話の普及に関する基本的な方針を策定し、釧路市障がい者福祉計画に、他のコミュニケーション支援施策との整合性を図りながら本方針の内容を盛り込み、手話の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくこととします。

第1 手話に対する市民及び事業者の理解の促進に関する事項

1 施策の推進方針

手話やろう者に対する理解を深め、手話を学びやすい機会を継続して提供していくために、これまでの釧路聴力障害者協会や釧路手話の会による手話の普及への取り組みを尊重しながら、これらの関係団体と一層の連携を図り、手話と触れあい、手話を広める環境づくりに努めます。

2 施策の内容

- (1) 市民や事業者、子どもが手話に触れる機会をつくるため、手話講座の実施や市主催事業に手話通訳者を派遣するとともに、関係団体と連携しながら手話を学びやすい環境づくりに努めます。
- (2) 手話が言語であることや、ろう者が手話を使用することを保障される権利を有することなど、手話に対する理解を深めるため、手話講座用テキストの作成、市のホームページ及び広報誌での手話の紹介、手話動画の配信などの啓発に努めます。
- (3) 市民や事業者、子どもが手話に親しむことができるようなイベントの開催に協力していきます。

第2 手話通訳者の派遣又は設置及び養成その他、ろう者とろう者以外の者が手話により意思疎通を図ることができる環境の整備に関する事項

1 施策の推進方針

ろう者が日常生活の様々な場面で手話による意思疎通を行い、自立した生活を送るためには手話通訳者の役割は重要であることから、ろう者と聞こえる人が意思疎通を図るために必要な手話通訳者の確保に努めます。

2 施策の内容

- (1) 手話奉仕員養成講座を継続して開催するとともに、手話通訳者を目指す人材の確保に努めます。
- (2) ろう者と聞こえる人の意思疎通に必要な手話通訳者を派遣し、市役所及び身体障害者福祉センターに手話通訳者を継続して設置します。
- (3) 手話を学ぶ機会を確保するため、手話サークルの紹介や手話講座の開催に努めます。
- (4) 手話通訳者が活動しやすい環境をつくるため、その方策について検討します。

第3 ろう者が手話により情報の取得を行うことができる環境の整備に関する事項

1 施策の推進方針

ろう者が地域で主体的に生活していくためには、手話による正確な情報の伝達が重要であることから、様々な場面において容易に手話による情報を取得できるような環境づくりに努めます。

2 施策の内容

- (1) ろう者が地域で安心して暮らせるために、情報取得に必要な手話通訳者を派遣します。
- (2) 様々な行政の窓口等で手話を使いやすい環境づくりを進めるため、市職員や公共施設等職員向けに手話研修を実施します。
- (3) 市内で講演会やシンポジウムを開催する事業者等に対して、手話通訳者の配置を検討するよう働きかけに努めます。
- (4) 市内の医療機関その他の事業者に対して、手話に関する研修の実施や手話通訳者の配置についての働きかけに努めます。
- (5) 手話による情報を取得しやすい環境づくりに努めるため、有効な方策について検討を進めていきます。

この方針は、平成29年4月1日から施行します。

2 手話の普及に向けた施策

(1) 手話講座の実施

手話を学んでもらうため、市民や事業者を対象にした手話講座を実施しています。



【手話講座（子ども向け）の様子】



【手話講座（市民向け）の様子】

(2) 手話通訳者の派遣

手話を必要とする方への支援と合わせて、手話への理解を深めてもらうため、市主催の講演会、シンポジウム等に手話通訳者を配置しています。

<お申込み方法>

- ◆ 手話通訳者の派遣については、障がい福祉課が窓口になっております。
- ◆ 会議、講演会、各種イベント等で、手話通訳者の派遣が必要な催しがありましたら、障がい福祉課へご相談ください。



【講演会に配置した手話通訳者】

（３）「釧路市手話言語条例」制定記念イベントの開催

平成２９年５月１４日（日）に、「釧路市手話言語条例」制定記念イベントとして記念講演及び手話フェスティバルを開催し、２６７名の方々にご参加いただきました。

記念講演では、NHK「みんなの手話」の元講師でありました早瀬憲太郎氏をお招きして、「手話から始まる新たな出会い」をテーマに、ご自身の幼少期や現在の暮らしと手話との関わりについてご講演いただきました。また、手話フェスティバルでは、手話体験コーナーや手話寸劇、手話コース等で記念イベントを盛り上げました。



【早瀬 憲太郎氏による記念講演の様子】

（４）手話普及啓発推進会議の開催

平成２９年度から、手話普及啓発推進会議を開催しています。

この会議は、釧路市手話言語条例第５条の規定に基づき、ろう者、手話通訳者、教育関係者、釧路市社会福祉協議会、釧路市連合町内会等関係者の情報共有を行うとともに、手話の普及に関する施策について協議を行うことを目的としています。



【第１回 会議の様子】

(5) 手話動画の配信

手話を、より多くの人に知ってもらい、わかりやすく覚えてもらえるように、市ホームページで手話動画を配信しています。

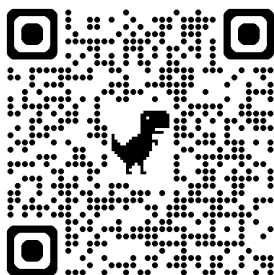


【第1回 手話であいさつをしてみよう】



【第6回 手話で応対しよう③病院の受付編】

<市ホームページ>

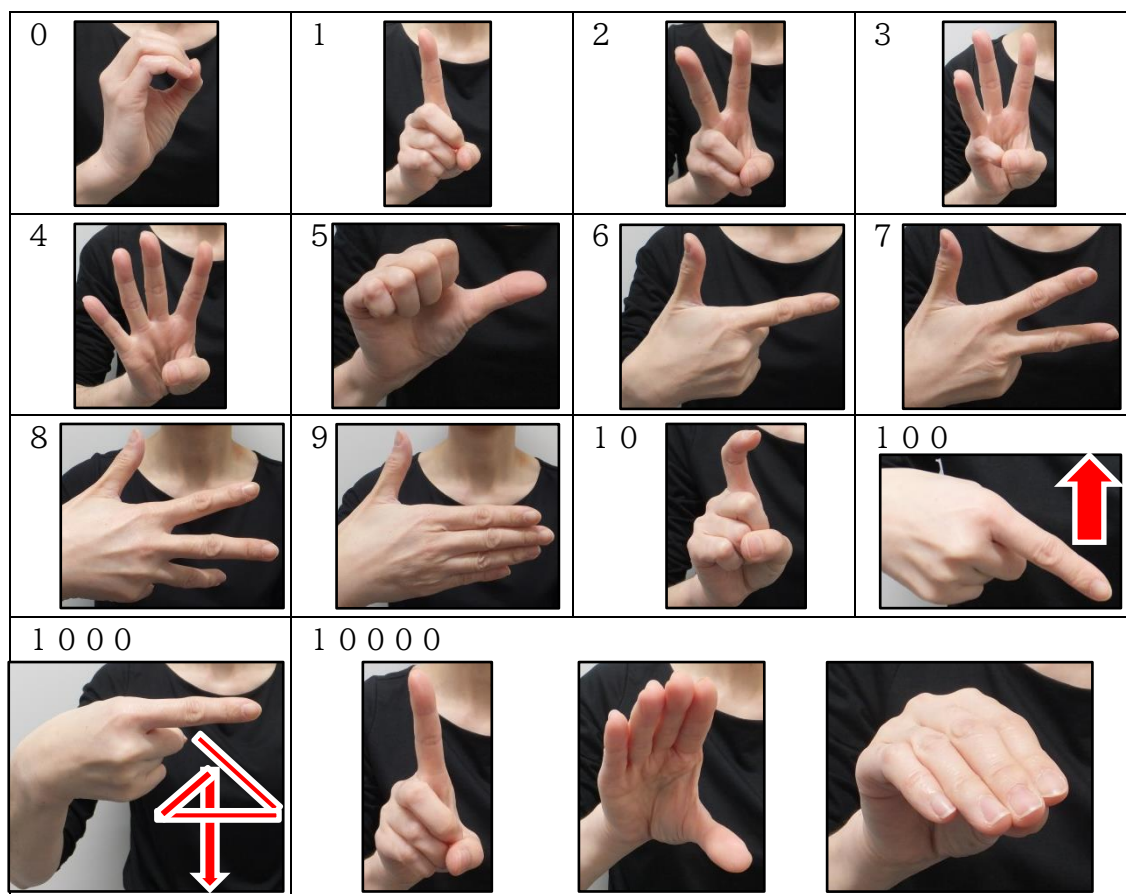


左記QRコードをスマートフォンなどのバーコードリーダーで読み取ると、障がい福祉課の手話動画ホームページにつながります。

3 指文字一覧表

あ	い	う	え	お
か	き	く	け	こ
さ	し	す	せ	そ
た	ち	つ	て	と
な	に	ぬ	ね	の
は	ひ	ふ	へ	ほ
ま	み	む	め	も
や		ゆ		よ
ら	り	る	れ	ろ
わ		を		ん

4 数の手話



5 サークルの紹介

(1) 釧路手話の会

・昼の部 例会日 毎週金曜日 13:30～15:30

会 場 釧路市総合福祉センター

・夜の部 例会日 毎週木曜日 19:00～21:00

会 場 釧路市身体障害者福祉センター

(2) 釧路町手話の会

例会日 毎週火曜日 19:00～21:00

会 場 富原大通会館（釧路町雁来1-31）

(3) 手（はんど）コミュ

例会日 毎月第2水曜日 19:00～20:45

会 場 釧路市交流プラザさいわい



サークルに関するお問い合わせは、身体障害者福祉センターまで

☎ 0154-24-7471



手と手をつなぐ手話 commu さぽ〜とブック

平成29年10月

令和6年11月改訂

釧路市 福祉部 障がい福祉課

〒085-8505

釧路市黒金町7丁目5番地

☎0154-23-5201 Fax0154-25-3522